

みよし市剣道連盟 会則

(総則)

第1条 本連盟は、みよし市剣道連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局をみよし市地区内に置くものとする。

第3条 本連盟は、みよし市地区内の剣道（居合道等を含め以下単に「剣道」と称する。）のアマチュア団体で愛知県及び西三河剣道連盟ならびに地区の体育協会に加盟する。

(目的および事業)

第4条 本連盟は、剣道の奨励・発展を期し、あわせて会員相互の連絡と親睦をはかることを目的とする。

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 剣道に関する大会・講習会等の開催ならびに後援・協賛
- (2) 剣道に関する研究と研鑽
- (3) 試合および審判規則・アマチュア規定・段級位および称号審査規定・その他の諸規定の確立と遵守
- (4) 剣道の奨励ならびに初心者の指導
- (5) 地域青少年の健全育成
- (6) 剣道功労者の表彰
- (7) その他、本連盟の目的達成に必要と認める事項

(会員)

第6条 本連盟は、次の会員をもって組織する。

- (1) 個人会員（一般および学生・生徒で段・級位の受有者または受験者、ならびに剣道に志を有する者）
- (2) 賛助会員（剣道に理解を有し、篤志をもって本連盟の事業に協力する旨申し出て、本連盟の役員会が承認した者）

第7条 会員の加入および脱退は、本連盟の役員会の承諾を受けなければならない。

第8条 会員は、全日本剣道連盟および愛知県ならびに西三河剣道連盟および本連盟の定める諸規定に従い目的達成に協力しなければならない。

第8条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本連盟が主催する試合・大会・研究会・講習会等の参加ならびに剣道関係の被事務連絡の権利
- (2) 愛知県剣道連盟の登録手続きおよび段・級審査申請等の手続きに関する事務依頼の権利
- (3) 会則第14条にもとづく役員選出の権利

第10条 会員は、別に定める規約による会費を納入しなければならない。

(注) 本連盟の会員で愛知県剣道連盟会員は、同連盟会則12条の会費（愛知県剣道連盟会費規定による会費）は、本連盟の会費と関係はないので別納しなければならない。

第11条 会員は、本連盟の会則および規約等に違反したり、体面を汚したりしたときは、役員会の議決によって会員の資格を停止または失うことがある。

(役員)

第12条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 副理事長 若干名置くことができる
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 1又は2名

第13条 本連盟に名誉会長および顧問・相談役を置くことができる。

第14条 本連盟役員を選出方法を次のとおり定める。

- (1) 会長は、理事会で選出する。
- (2) 理事長は、理事の互選で選出する。
- (3) 副理事長は、理事長の指名により理事会に諮って決める。
- (4) 理事は、別に定める区分による会員が選出する。
- (5) 監事は、理事会において選出し他の役員を兼務することはできない。
- (6) 名誉会長・顧問・相談役は、会長が役員会にはかって委嘱する。

第15条 本連盟の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を統括し、事業の円滑な運営にあたる。
- (2) 理事長は、会長を補佐し、会長に事故があったときはこれを代理する。
- (3) 理事長は、理事を代表し、連盟事業の企画・立案ならびに実地にあたる。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があったときはこれを代理する。
- (5) 理事は、理事会を構成しその任にあたる。
- (6) 監事は、事業執行および会計等の会務を監査する。

第16条 本連盟の役員任期は、2年間とし、再任は妨げない。

第17条 本連盟に事務局を置き、事務局に事務局長・会計・書記を役員会にはかり選任配置することができる。

(会議)

第18条 役員会は、本連盟の議決を行うために会議を開催する。

- (1) 理事会は、年1回、臨時会は、理事が必要と認めたときに開催する。
- (2) 議決は、出席者の3分の2以上の多数決で行う。

第19条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則に関する事項
- (2) 事業計画・予算・決算に関する事項
- (3) その他の事項

(委員会)

第20条 本連盟に専門委員会を置くことができる。

専門委員会は、役員会にはかり設置し、その任務等はその都度定める。

(会計)

第21条 本連盟の経費は、入会金・会費・寄付金・助成金・その他の収入でまかなうものとする。

第22条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始め翌年3月31日で終わる。

第 23 条 本連盟の収支決算は、年度終了後すみやかに作成し、監事の監査結果を附して役員会に報告しなければならない。

第 24 条 本連盟の会計は、財政状態を明確にするために次の帳簿等を備えて処理する。

- (1) 現金出納簿
- (2) 収支計算書
- (3) 証拠書類
- (4) その他

前項の帳簿等は、10年間保存し、保存期間を短縮する場合および廃棄する場合は役員会の承認を受けなければならない。

第 25 条 本連盟の金銭出納は、会長および理事長の承認を得た証拠書類にもとづいて行う。

第 26 条 本連盟の収支金は、連盟名義の預金口座を銀行または郵便局に開き預入払戻しする。

第 27 条 本連盟の会計状況を会長・理事長・監事は、適宜なときに確認することができる。

第 28 条 事務局長は、必要に応じ財政状態を役員会に報告することができる。

(物品)

第 29 条 本連盟の備品等は、理事長が管理し備品等の取得・廃棄は役員会で議決する。

(慶弔見舞)

第 30 条 本連盟の会員が慶祝・弔事・傷病等に接したときは、役員会の議決により金品を贈呈することができる。

(表彰)

第 31 条 本連盟の発展に寄与した者があったときは、役員会の議決により表彰することができる。

(解散)

第 32 条 本連盟を解散しようとするときは、全役員の前 4 分の 3 以上の出席による役員会において出席者の 4 分の 3 以上の議決を得なければ解散することができない。

前項の解散が議決されたときは、その事由を附し会員に通知し、役員会が残務整理をしなければならない。

(会則の改正)

第 33 条 本連盟の会則等を改正しようとするときは、役員会の議決を得なければ改正できない。

(その他の事項)

第 34 条 本会則に定められていない事項が生じたときは、役員会で決まる。

第 35 条 本連盟が上部連盟等の事業に参加するときは、全日本剣道連盟・愛知県剣道連盟等の会則ならびに関係規定等を遵守する。

(附則)

本会則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は、平成 31 年 4 月 1 日より施工する。